

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年7月27日

県立延岡病院長 寺尾 公成

1 競争入札に付する事項

(1) 委託件名 県立延岡病院救命救急センター等清掃業務

(2) 委託内容 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 令和2年10月1日から令和4年9月30日まで

(4) 履行場所 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10

(5) 最低制限価格

最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

なお、最低制限価格より低い価格の入札をしたものは、再度の入札に参加できないものとする。

(6) 入札方法

ア (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

ウ 入札の回数は、2回を限度とする。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の③の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

ウ 検査の結果、契約内容を満たさない清掃状態であり、県から本件契約の相手方へ書面による改善要求が3回を超えた場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。）

）第2条第1項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者であること。

ウ 名簿において等級Aに格付けされている者であること。

| | |
|-----|-------------------------------|
| エ | 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第9 |
| | 条の規定による指名停止を受けていない者であること。 |
| オ | 県内に本店を有する者であること。 |
| カ | 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、地 |
| | 方法人特別税及びこれらに付帯する徴収金に未納がないこと |
| | を確認できる者であること。 |
| キ | 平成30年4月1日から令和2年9月30日までの間に病院及 |
| | び診療所の清掃業務を履行した実績を有する又は履行する見 |
| | 込みである者であること。 |
| ク | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年 |
| | 法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業につ |
| | いて、同項の登録を受けている者（建築物における衛生的環 |
| | 境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律 |
| | 第156号）附則第3条の規定の適用を受ける者を含む。）で |
| | あること。 |
| ケ | 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に |
| | 規定する基準を満たし、かつ同条第1号に規定する受託業務 |
| | の責任者を専任で配置できる者であること。 |
| コ | 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。 |
| (2) | 入札に参加しようとする者は、(1)カからコの資格要件を満た |
| | すことを証明する書類を令和2年8月11日までに提出しなけれ |
| | ばならない。 |
| (3) | 今年度、宮崎県が入札を執行する「県立延岡病院本館等清掃 |
| | 業務」の落札者は、本件業務の入札において落札者となること |
| | ができない。 |

